

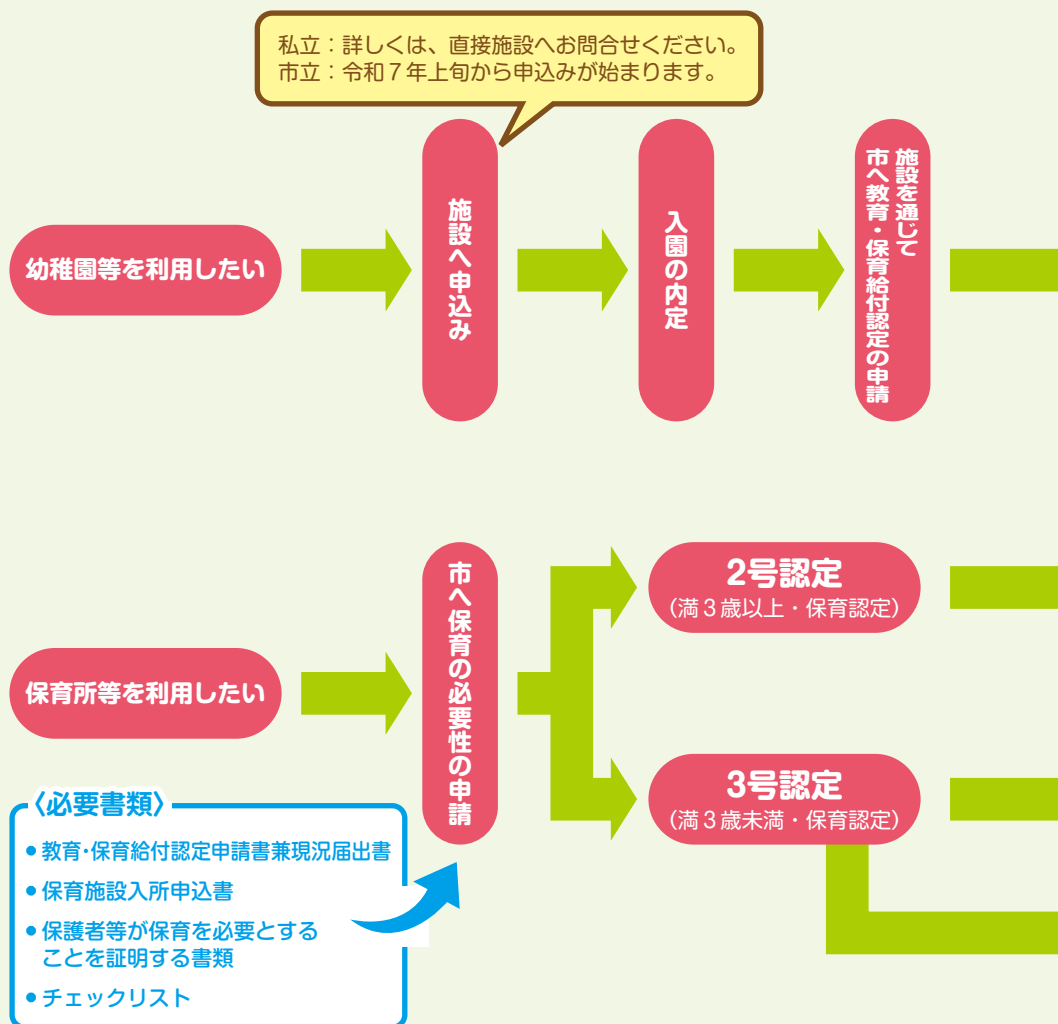
幼稚園・保育所等の入園手続きの流れ

認定こども園（1号認定）・幼稚園への入園を希望する方は、まず希望する施設に申込みをして、入園の内定後に、施設を通じて市へ教育・保育給付認定の申請をしてもらいます。

また、認定こども園（2号認定または3号認定）・保育所等への入園を希望する方は、保育の必要性の申請と希望する施設または事業への申込みを同時にさせていただきます。

なお、各施設または事業において、利用定員を超えた場合は、入園や利用ができないこともあります。

※教育・保育給付認定等の詳しい情報は、P92以降へ





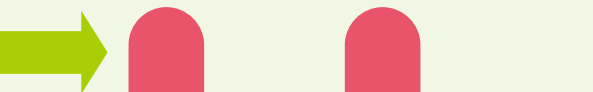
1号認定
(教育標準時間認定)



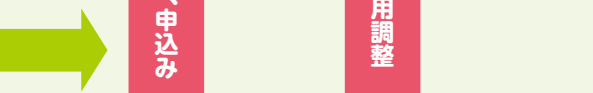
幼稚園



認定こども園
(幼稚園部分)



市へ申込み



利用調整



保育所



認定こども園
(保育所部分)



地域型保育事業

・小規模保育 ・家庭的保育 など